

# 茨城県後期高齢者医療広域連合健康診査実施要綱

平成 20 年 4 月 1 日

告示第 11 号

改正 平成 21 年 3 月 13 日 告示第 21 号

改正 平成 27 年 3 月 27 日 告示第 17 号

改正 平成 28 年 3 月 29 日 告示第 3 号

改正 平成 30 年 3 月 5 日 告示第 9 号

改正 平成 31 年 2 月 14 日 告示第 5 号

改正 令和 2 年 1 月 8 日 告示第 2 号

改正 令和 2 年 3 月 16 日 告示第 27 号

改正 令和 3 年 3 月 18 日 告示第 13 号

改正 令和 4 年 3 月 14 日 告示第 10 号

改正 令和 5 年 1 月 19 日 告示第 3 号

改正 令和 5 年 12 月 4 日 告示第 54 号

改正 令和 6 年 11 月 21 日 告示第 48 号

改正 令和 8 年 3 月 27 日 告示第 8 号

## (目的)

第 1 条 この要綱は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号。以下「法」という。）第 125 条第 1 項及び茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成 19 年茨城県後期高齢者医療広域連合条例第 22 号）第 3 条の規定に基づき、茨城県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が、法第 50 条に定める被保険者に対して健康診査を実施し、生活習慣病の早期発見に努めることにより、健康の保持増進を図り、もって安心して安定した生活の向上に資することを目的とする。

## (実施主体)

第 2 条 健康診査の実施主体は、広域連合とする。

## (実施の方法)

第 3 条 健康診査は、関係市町村（茨城県後期高齢者医療広域連合規約（平成 19 年市町村指令第 23 号）第 2 条に定める広域連合を組織する市町村をいう。以下同じ。）に、第 6 条に

定める健康診査に係る業務（以下「業務」という。）を委託して実施するものとする。

- 2 関係市町村は、前項に規定する業務を円滑に実施するため、業務の一部を第三者に委託することができるものとする。

（契約の締結）

第4条 広域連合長は、前条第1項の規定に基づき、関係市町村に業務を委託するときは、当該業務につき契約を締結するものとする。

- 2 前項に規定する契約書には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 業務の処理の範囲に関する事項
- (2) 業務の再委託に関する事項
- (3) 業務の委託期間に関する事項
- (4) 業務の委託料に関する事項
- (5) 健康診査受診者に係る個人情報の保護及び業務に係る秘密の保護に関する事項
- (6) その他広域連合長が必要と認める事項第5条（削除）

（業務受託市町村が行う委託業務）

第6条 業務受託市町村が行う業務の範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 被保険者に対する健康診査の受診の通知に関する事務
- (2) 被保険者からの健康診査の受診の申込みの受付に関する事務
- (3) 健康診査の受診を希望する被保険者の被保険者資格の確認に関する事務
- (4) 健康診査の受診が決定した被保険者への健康診査受診券の発行に関する事務
- (5) 第11条第1項に定める検査項目に係る検査の実施
- (6) 健康診査受診者への健康診査の結果の通知に関する事務
- (7) 健康診査の結果に関する記録（以下「健康診査記録」という。）の管理及び保存
- (8) その他健康診査の実施に必要と認める事務

（健康診査の受診対象者）

第7条 健康診査の受診対象者は、健康診査を受診する日において、被保険者の資格を有する者とする。

- 2 次の各号のいずれかに該当する被保険者は、前項の規定にかかわらず、健康診査の受診対象者から除くものとする。

- (1) 法第55条第1項第1号から第5号までに規定する病院、診療所又は施設に入院、入所

又は入居している被保険者。ただし、同項第1号に掲げる被保険者にあつては6月以上継続して入院している者に限る。

(2) 特定健康診査又はそれに相当する健康診断を、第9条に定める実施期間において既に受診している被保険者

(3) 当該関係市町村に転入する前に他の関係市町村又は他の都道府県後期高齢者医療広域連合が行う健康診査を、第9条に定める実施期間において既に受診している被保険者

(4) 刑事施設（刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）第3条に定める施設をいう。）その他これらに準ずる施設に収容されている被保険者

(5) 前各号に定める者のほか、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第1条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（平成20年1月17日厚生労働省告示第3号）に掲げる被保険者

（受診回数）

第8条 健康診査の受診回数は、同一の被保険者について、次条で定める実施期間において1回限りとする。

（実施期間）

第9条 健康診査の実施期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（実施場所）

第10条 業務受託市町村の長は、当該業務受託市町村の区域内に住所を有する被保険者に対し、健康診査を受診する場所を指定して、受診させるものとする。

（健康診査の検査項目）

第11条 健康診査の検査項目は、別表のとおりとする。

2 業務受託市町村は、前項の規定にかかわらず、当該業務受託市町村の実情に応じて健康診査の検査項目を追加することができるものとする。ただし、追加した検査項目に要する費用は、当該業務受託市町村の負担とする。

第12条 （削除）

（受診資格の確認）

第13条 業務受託市町村は、被保険者が健康診査を受診する前に、被保険者の資格を有することが確認できるもの及び健康診査受診券により、当該被保険者の健康診査に係る受診資格の有無について確認を行うものとする。

(啓発)

第 14 条 広域連合及び関係市町村は、健康診査に係る広報を、広報紙等を活用して行うものとする。

(健康診査の受診に要する費用)

第 15 条 被保険者の健康診査の受診に要する費用は、無料とする。

(事業計画書の作成)

第 16 条 業務受託市町村の長は、第 9 条に定める実施期間における健康診査の実施に当たり、広域連合長が指定する期日までに後期高齢者健康診査事業計画書(様式第 1 号)を作成し、関係書類を添えて、広域連合長に提出しなければならない。

(実績報告)

第 17 条 業務受託市町村の長は、健康診査を実施したときは、広域連合長が指定する期日までに後期高齢者健康診査実績報告書(様式第 2 号)により、健康診査を受診した人数、健康診査に要した費用その他必要と認める事項を、広域連合長に報告しなければならない。

(人間ドック等へのみなし適用)

第 17 条の 2 市町村が受診費用の補助を行う人間ドック又は脳ドックであって、別表第 2 に掲げる検査項目について当該検査の結果を特定健診等データ管理システムに登録するもの(以下「人間ドック等」という。)については、特定健診等データ管理システムへの登録をもって健康診査の受診とみなす。

2 第 7 条第 1 項、第 8 条、第 9 条、第 16 条、第 17 条及び第 19 条から第 23 条までの規定は、人間ドック等を実施する場合に準用する。

(委託料の算出方法及び単価)

第 18 条 広域連合が当該業務受託市町村に支払う委託料は、次の各号に掲げる額について、当該各号に定める金額に健康診査を受診した人数(ウにあっては、電子化した人数。)を乗じて得た額の合計額とする。

(1) 健康診査(人間ドック等を除く。)

ア 当該業務受託市町村において健康診査に要する費用 当該健康診査に要する 1 人当たりの金額

イ 健康診査に要する受診者 1 人当たりの事務に要する費用 300 円

ウ 健康診査記録の電子化に要する費用 電子化作業委託費等が発生する場合には、その実費額。ただし、受診者1人当たり400円（消費税及び地方消費税の額を除く。以下同じ。）を超える場合にあっては400円を限度とする。

エ 電子化した健康診査記録を特定健康診査等データ管理システムへデータ登録するために要する費用 74円

(2) 人間ドック等

ア 当該業務受託市町村において人間ドック等に要する費用 6,435円（当該業務受託市町村が人間ドック等の受診者に支払う補助金の額がこれに満たない場合は当該補助金の額）

イ 前号ウ及びエに掲げる費用 前号ウ及びエに規定する金額

2 前項第1号ア及びウに規定する1人当たりの金額は、広域連合と当該業務受託市町村が協議の上、契約により定めるものとする。

（委託料の決定）

第19条 広域連合長は、第17条の規定に基づき業務受託市町村の長から後期高齢者健康診査実績報告書の提出があったときは、その内容を審査した上で委託料を決定し、当該業務受託市町村の長に通知するものとする。

（委託料の請求及びその支払）

第20条 業務受託市町村の長は、前条の規定に基づく通知を受けたときは、後期高齢者健康診査委託料請求書（様式第3号）を広域連合長に提出するものとする。

2 広域連合長は、前項の請求書の提出を受けたときは、速やかに当該業務受託市町村に対し、健康診査に係る委託料を支払うものとする。

（健康診査記録の整備及び保存年限）第21条 広域連合は、業務受託市町村と連携を図り、健康診査記録を整備するものとする。

2 広域連合は、前項に規定する健康診査記録を作成した年度の翌年度から5年を経過するまでの期間保存するものとする。ただし、健康診査の受診者が被保険者の資格を喪失した場合（法第51条各号に定める適用除外となったものは除く。）は、資格を喪失した年度の翌年度の末日までの期間保存する。

(個人情報保護)

第22条 広域連合及び業務受託市町村は、健康診査に係る個人情報の保護について、必要な措置を講じるものとする。

(その他)

第23条 この要綱に定めるもののほか、健康診査の実施に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附則

この告示は、平成20年4月1日から適用する。

附則(平成21年告示第21号)

この告示は、平成21年3月13日から施行する。

附則(平成27年告示第17号) この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附則(平成28年告示第3号) この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附則(平成30年告示第9号) この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附則(平成31年告示第5号) この告示は、平成31年3月31日から施行する。

附則(令和2年告示第2号) この告示は、公布の日から施行する。

附則(令和2年告示第27号) この告示は、公布の日から施行する。

附則(令和3年告示第13号) この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附則(令和4年告示第10号) この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附則(令和5年告示第3号) この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附則(令和5年告示第54号) この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附則(令和6年告示第48号) この告示は、令和6年12月2日から施行する。

附則(令和8年告示第8号) この告示は、令和8年4月1日から施行する。

別表(第 11 条関係)

検査項目	質問項目	別紙に掲げる後期高齢者の質問票の項目に係る調査
	診 察	自覚症状及び他覚症状の検査
	身体計測	身長
		体重
		BMI
	血圧	収縮期血圧
		拡張期血圧
	血中脂質検査	空腹時（又は随時）中性脂肪※ <sup>1</sup>
		HDL コレステロール
		LDL コレステロール（又はNon-HDL コレステロール）※ <sup>2</sup>
	肝機能検査	AST
		ALT
		γ-GT
血糖検査	空腹時血糖又はHbA1c、やむを得ない場合は随時血糖※ <sup>3</sup>	
尿検査	尿糖	
	尿蛋白	

※<sup>1</sup> 問診の際に空腹時（10 時間以上食事をしていない状態）であることを明らかにすること。やむを得ず空腹時以外に採血を行う場合は、随時中性脂肪により血中脂質検査を行うことができる。

※<sup>2</sup> 空腹時中性脂肪又は随時中性脂肪が 400mg/dl 以上又は食後採血の場合は LDL コレステロールに代えて Non-HDL コレステロール（総コレステロール－HDL コレステロール）で評価を行うことができる。

※<sup>3</sup> 問診の際に空腹時（10 時間以上食事をしていない状態）であることを明らかにすること。やむを得ず空腹時以外において採血を行い、HbA1c を測定しない場合は、食直後（食事開始時から 3.5 時間未満）を除き随時血糖により血糖検査を行うことができる。

## 別紙

## 後期高齢者の質問票

	質問文	回答
1	あなたの現在の健康状態はいかがですか	①よい ②まあよい ③ふつう④あまりよくない ⑤よくない
2	毎日の生活に満足していますか	①満足 ②やや満足 ③やや不 満 ④不満
3	1日3食きちんと食べていますか	①はい ②いいえ
4	半年前に比べて固いもの(*)が食べにくくなりましたか *さきいか、たくあんなど	①はい ②いいえ
5	お茶や汁物等でむせることがありますか	①はい ②いいえ
6	6カ月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか	①はい ②いいえ
7	以前に比べて歩く速度が遅くなってきたと思いますか	①はい ②いいえ
8	この1年間に転んだことがありますか	①はい ②いいえ
9	ウォーキング等の運動を週に1回以上していますか	①はい ②いいえ
10	周りの人から「いつも同じことを聞く」などの物忘れがあるとされていますか	①はい ②いいえ
11	今日が何月何日かわからない時がありますか	①はい ②いいえ
12	あなたはたばこを吸いますか	①吸っている ②吸っていない ③やめた
13	週に1回以上は外出していますか	①はい ②いいえ
14	ふだんから家族や友人と付き合いがありますか	①はい ②いいえ
15	体調が悪いときに、身近に相談できる人がいますか	①はい ②いいえ

様式第1号（第16条関係）

年 月 日

茨城県後期高齢者医療広域連合 宛て

市（町・村）長

年度後期高齢者健康診査事業計画書

茨城県後期高齢者医療広域連合健康診査業務について、下記のとおり事業を計画しましたので報告いたします。

後期高齢者健康診査	A	健康診査に係る委託料見込額	円
	B	人間ドック等に係る委託料見込額	円
合計（A+B）			円

健康診査実施計画分

	実施医療機関(等)名	実施期間	集団/個別	①健康診査 単価	②受診者数	③健康診査 結果 電子化単価	④健康診査 結果 電子化人数	⑤健康診査額 合計 (①×②)	⑥事務費 合計 (300円×②)	⑦健康診査結果 電子化費用 合計 (③×④)	⑧登録費用 合計 (74円×②)	合計 (⑤+⑥+⑦+⑧)
1		年 月 日 から 年 月 日 まで										
2		年 月 日 から 年 月 日 まで										
3		年 月 日 から 年 月 日 まで										
4		年 月 日 から 年 月 日 まで										
5		年 月 日 から 年 月 日 まで										
6		年 月 日 から 年 月 日 まで										
7		年 月 日 から 年 月 日 まで										
8		年 月 日 から 年 月 日 まで										
9		年 月 日 から 年 月 日 まで										
10		年 月 日 から 年 月 日 まで										
11		年 月 日 から 年 月 日 まで										
12		年 月 日 から 年 月 日 まで										
13		年 月 日 から 年 月 日 まで										
14		年 月 日 から 年 月 日 まで										
15		年 月 日 から 年 月 日 まで										
	合計											円
												A 健康診査に係る委託料見込額

人間ドック等実施計画分

	実施医療機関(等)名	実施期間	①人間ドック等 市町村補助単価※1	②人間ドック等 受診者数	③人間ドック等 電子化単価	④人間ドック等 電子化人数	⑤人間ドック等 委託単価※2	⑥補助額合計 (②×⑤)	⑦電子化費用合計 (③×④)	⑧登録費用合計 (74円×②)	合計 (⑥+⑦+⑧)
1		年 月 日 から 年 月 日 まで									
2		年 月 日 から 年 月 日 まで									
3		年 月 日 から 年 月 日 まで									
4		年 月 日 から 年 月 日 まで									
5		年 月 日 から 年 月 日 まで									
6		年 月 日 から 年 月 日 まで									
7		年 月 日 から 年 月 日 まで									
8		年 月 日 から 年 月 日 まで									
9		年 月 日 から 年 月 日 まで									
10		年 月 日 から 年 月 日 まで									
11		年 月 日 から 年 月 日 まで									
12		年 月 日 から 年 月 日 まで									
13		年 月 日 から 年 月 日 まで									
14		年 月 日 から 年 月 日 まで									
15		年 月 日 から 年 月 日 まで									
	合計										円
											B 人間ドック等に係る 委託料見込額

※1 人間ドック等で単価が複数設定されている場合、そのうち最小の額を記載する。ただし、基準単価 6,435 円を下回る単価が含まれる場合は複数行に分け、全ての単価を記載する。

※2 ⑤委託単価は①市町村補助単価と基準単価 6,435 円を比較し少ない方の額を記載する。

様式第2号（第17条関係）

年 月 日

茨城県後期高齢者医療広域連合 宛て

市（町・村）長

年度後期高齢者健康診査実施報告書

茨城県後期高齢者医療広域連合健康診査業務について、下記のとおり事業を完了しましたので報告いたします。

後期高齢者健康診査	A	健康診査に係る委託料	円
	B	人間ドック等に係る委託料	円
合計（A+B）			円

健康診査実施分

	実施医療機関(等)名	実施期間	集団/個別	①健康診査 単価	②受診者数	③健康診査 結果 電子化単価	④健康診査 結果 電子化人数	⑤健康診査額 合計 (①×②)	⑥事務費 合計 (300円×②)	⑦健康診査結果 電子化費用 合計 (③×④)	⑧登録費用 合計 (74円×②)	合計 (⑤+⑥+⑦+⑧)
1		年 月 日 から 年 月 日 まで										
2		年 月 日 から 年 月 日 まで										
3		年 月 日 から 年 月 日 まで										
4		年 月 日 から 年 月 日 まで										
5		年 月 日 から 年 月 日 まで										
6		年 月 日 から 年 月 日 まで										
7		年 月 日 から 年 月 日 まで										
8		年 月 日 から 年 月 日 まで										
9		年 月 日 から 年 月 日 まで										
10		年 月 日 から 年 月 日 まで										
11		年 月 日 から 年 月 日 まで										
12		年 月 日 から 年 月 日 まで										
13		年 月 日 から 年 月 日 まで										
14		年 月 日 から 年 月 日 まで										
15		年 月 日 から 年 月 日 まで										
	合計											円
												A 健康診査に係る委託料

# 人間ドック等実施分

	実施医療機関(等)名	実施期間	①人間ドック等 市町村補助単価※1	②人間ドック等 受診者数	③人間ドック等 電子化単価	④人間ドック等 電子化人数	⑤人間ドック等 委託単価※2	⑥補助額合計 (②×⑤)	⑦電子化費用合計 (③×④)	⑧登録費用合計 (74円×②)	合計 (⑥+⑦+⑧)
1		年 月 日 から 年 月 日 まで									
2		年 月 日 から 年 月 日 まで									
3		年 月 日 から 年 月 日 まで									
4		年 月 日 から 年 月 日 まで									
5		年 月 日 から 年 月 日 まで									
6		年 月 日 から 年 月 日 まで									
7		年 月 日 から 年 月 日 まで									
8		年 月 日 から 年 月 日 まで									
9		年 月 日 から 年 月 日 まで									
10		年 月 日 から 年 月 日 まで									
11		年 月 日 から 年 月 日 まで									
12		年 月 日 から 年 月 日 まで									
13		年 月 日 から 年 月 日 まで									
14		年 月 日 から 年 月 日 まで									
15		年 月 日 から 年 月 日 まで									
	合計										円
											B 人間ドック等に係る委託料

※1 人間ドック等で単価が複数設定されている場合、そのうち最小の額を記載する。ただし、基準単価 6,435 円を下回る単価が含まれる場合は複数行に分け、全ての単価を記載する。

※2 ⑤委託単価は①市町村補助単価と基準単価 6,435 円を比較し少ない方の額を記載する。

